

# 令和6年度(2024年度) 就学援助制度の受付が始まっています！！

保護者のみなさまへ

新たにオンライン申請、フリースクール利用料補助を開始します

就学援助制度とは、小学校・中学校に通っていて、経済的な理由で援助を希望する方に対し、学校の諸費用における学用品費・修学旅行費などの費用の一部と、小学校給食費については実費相当分を援助することで、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。申請の際は、下記の注意事項、申請書の受付期間をよくお読みください。

## 1. 申請期間・結果の通知時期

当初申請 令和6年4月8日(月)～5月15日(水)午後5時30分

随時申請 令和6年5月16日(木)～令和7年1月31日(金) 随時申請は申請時期により支給額が変わります。

※就学援助支給希望の方は、毎年度申請が必要です。(入学前に新入学準備費の支給を受けた小1の方含む)

※申請の提出が必要なのは、原則1家庭につき1枚です。(小・中学校で分けて申請する必要はありません。)

結果通知時期 … 令和6年7月末(予定) ※5月16日以降の申請分は8月以降に随時通知

## 2. 認定時の支給先について

① 保護者銀行口座へ振込 ② 学校を通じて支給(市立校のみ) どちらかを選択してください。

※学校諸費に未納が生じた場合は、保護者口座希望でも「学校を通じて支給」へ変更して支給します。

【小学校給食費について】 昨年度就学援助が認定であった方も、審査結果が出るまでは徴収が行われます。

認定後は徴収がなくなり、納付済みの給食費については学校給食課より別途返金されます。

## 3. 申請方法 A・Bどちらかの方法で申請を行ってください。

①保護者銀行口座へ振込希望の方は、【口座番号・名義のわかる書類(通帳・キャッシュカード等)】が必要です。

A オンライン申請 WEB上のフォームから申請 (令和6年度開始)	右下のQRコードを読み取り、申請フォームに進んで必要事項を入力してください。 【URL】 <a href="https://logoform.jp/f/oe6ww">https://logoform.jp/f/oe6ww</a> 4月8日(月)より受付開始 申請には受信可能なメールアドレスと、通帳等の画像データが必要です。 <u>送信完了メールの送付をもって受付とします。必ず受取を確認してください。</u>	
B 窓口申請 右の窓口で配布する 紙の申請書を提出し申請	● 富田林市役所 4階 「30」番窓口 教育指導室 ● 金剛連絡所 ● お子さまが通っている小学校または中学校(府立富田林中学校※をのぞく)	申請時は窓口に通帳・キャッシュカード等を持参してください。

※府立中学校生も制度の対象に含まれます。市役所窓口もしくはオンラインにて申請してください。

## 4. 所得審査について

同居している方全員の 令和5年1月～12月の総所得金額の合計 が認定基準額以下の方が認定になります。

同居の別世帯に住民票のある方、単身赴任中などで住民票が別住所の父母についても所得審査の対象に含みます。

総所得金額について (給与所得者の場合)  $\left\{ \begin{array}{l} \text{令和5年分源泉徴収票「支払金額」右横「給与所得控除後の金額」をご確認ください。} \\ \text{参考例(目安)「支払金額」2,880,000円} \rightarrow \text{「給与所得控除後の金額」1,936,000円} \end{array} \right\}$

◆認定基準額目安表(令和5年度実績) 基準額は同居者の人数・年齢から申請者ごとに算出されます。

同居者人数(児童生徒含む)	2人	3人	4人	5人	6人
認定基準額(目安)	約194万円	約240万円	約269万円	約303万円	約336万円

※表はあくまで目安です。総所得金額が表の金額を上回る場合でも、審査を希望する方は申請してください。

※所得情報がない場合審査が保留となります。扶養対象の方を除き、収入がなくても所得の申告をしてください。

5. 支給予定日と学用品費等支給額 (実際の支給額とは異なる場合があります。※印をご参照ください。)

	支給予定時期	支給対象期間	小学1年	小学2年～6年	中学1年	中学2年・3年
前期	8月末日	4月～7月分	3,878	4,636	7,578	8,336
中期	12月中旬	8月～11月分	3,876	4,632	7,576	8,332
後期	3月中旬	12月～3月分	3,876	4,632	7,576	8,332
年間合計			11,630	13,900	22,730	25,000

※前期・中期・後期の年3回に分け支給します。なお、年度途中で認定となった場合は月割りで支給します。

※上記表の学用品費等に加え、以下の6の項目が援助対象です。新入学にかかる費用(★)の支給は1名につき小学校入学・中学校入学の各1回ずつのみです。ただし、金額改訂で差額が発生した場合は追加で支給します。

6. 就学援助の対象となるもの

費目	内容	支給予定時期	備考
○ 学用品費等	学習に必要な学用品など	前・中・後期	5の表をご参照ください。
○ 給食費	保護者実費分(全額)	—	小学校給食のみ(認定が下りるまでは徴収あり)
○ 新入学児童 生徒学用品費	新入学にかかる学用品費(★) [小学1年・中学1年]	前期	対象:当初申請期間に申請し、入学前に新入学準備費を前倒して受けていない方 小学1年 57,060円 中学1年 63,000円
○ 新入学準備費	来年度の中学校入学にかかる学用品費(★)[小学6年]	後期	対象:令和7年4月に公立中学校に進学する方(現在小学6年)で、令和6年度就援申請時に早期支給を希望した方 63,000円
○ 遠足費	遠足にかかる費用の一部	後期	小学生 実費支給(上限1,600円) 中学生 実費支給(上限2,310円)
○ 臨海林間 旅行費	臨海・林間旅行にかかる費用の一部	後期	小学5年 実費支給(上限3,690円) 中学1・2年 実費支給(上限6,210円)
● 修学旅行費	修学旅行にかかる費用の一部	行事实施後	小学6年 実費支給(上限22,690円) 中学3年 実費支給(上限60,910円)
● 医療費	学校保健安全法に定められた病気を治癒する為の費用		※対象病名(おし歯(保険診療の対象となる治療)、中耳炎、結膜炎(アレルギー性を含まない)、慢性副鼻腔炎、トラコーマ、アデノイド、寄生虫病、はくせん、かいせん、のうかしん) ※治療を受ける前に医療券を発行依頼してください。発行にはマイナンバーが必要です。
※	生活保護を受給しておられる場合は、●印のみ支給対象となります。		
○ フリースクール利用料補助 (令和6年度開始)	出席認定対象となっているフリースクールに通う就学援助認定者に利用料の一部を補助します。くわしくは結果通知の際に改めて案内いたします。		

小学6年生の保護者さまのみご確認ください

中学校入学前に新入学準備費の支給を希望する方は、申請書一番下の項目に ✓ を忘れずに!

支給対象とならない場合 ① 私立中学校に入学予定の方 ② 中学校入学までに富田林市外転出予定の方

※令和6年1月2日以降に市外から転入された方、単身赴任などで父母の住民票が市外にある方  
富田林市では所得情報の確認ができないため、就学援助の審査確定には、申請後に令和6年度所得証明書(令和6年6月以降に取得可能)を教育指導室に提出いただくか、以前の住所地へのマイナンバー連携による所得照会に同意いただく必要があります。くわしくは申請後に教育指導室よりご案内します。

【問い合わせ先】

富田林市教育委員会 教育指導室 0721-25-1000 (内線 364)

申請後に住民票の異動・世帯状況の変更があった場合はご連絡ください。